

## 第4章 協働によるまちづくりについて

### 1 協働によるまちづくりの取組

少子高齢化の進展により本格的な人口減少社会が到来し、一人暮らしや夫婦だけの高齢者世帯が増加しています。特に中山間地域では、商業機能が縮小し、日常生活を支えるサービスの維持が困難な集落も増加してきており、それらの支援のあり方等、地域における課題は多様化、複雑化しています。

また、大規模震災や集中豪雨も頻発する中、改めて地域防災力の重要性が注目されており、地域コミュニティや市民活動団体の果たす役割は、これまで以上に大きくなっています。

本市では、平成21年4月に「個性豊かで活力のある自立した地域社会」の実現を理念に掲げた「山口市協働のまちづくり条例」を施行するとともに、条例の理念の実現に向けた具体的な取組を示した「山口市協働推進プラン」を策定し、地域づくり協議会の設置や地域づくり交付金制度を創設する等、協働によるまちづくりを進めてきました。さらに、令和5年3月に「第二次山口市協働推進プラン後期推進計画」を策定し、それまでの協働によるまちづくりの取組の成果をもとに、日々めまぐるしく変容を続ける社会情勢のもとでも、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる地域社会を目指し、協働による「地域づくり」を進めています。

条例施行後16年が経過し、地域づくり協議会を中心とした地域づくりが進んできましたが、各地域では、社会情勢の変化等により、常に多様な課題を抱えています。今後も、21地域それぞれの特性にあわせた地域づくりを進めていくとともに、自治会や市民活動団体をはじめ、多様な主体が協働して、地域課題や社会課題の解決を図っていく必要があります。

※「協働」とは、市民と行政や事業者又は市民同士などの多様な主体が相互に相手の特性を理解し、及び尊重し、共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むための手段です。

※「地域づくり」とは、これまで地域に引き継がれてきた祭り等の伝統文化や歴史、豊かな自然などの地域資源を守り、次世代に継承するとともに、地域住民を中心に、市民活動団体や行政等様々な主体が関わり、福祉や防災、交通など地域での豊かな暮らしを支えるための多種多様な活動です。

## 2 自治会・町内会と地域づくり協議会の関わり

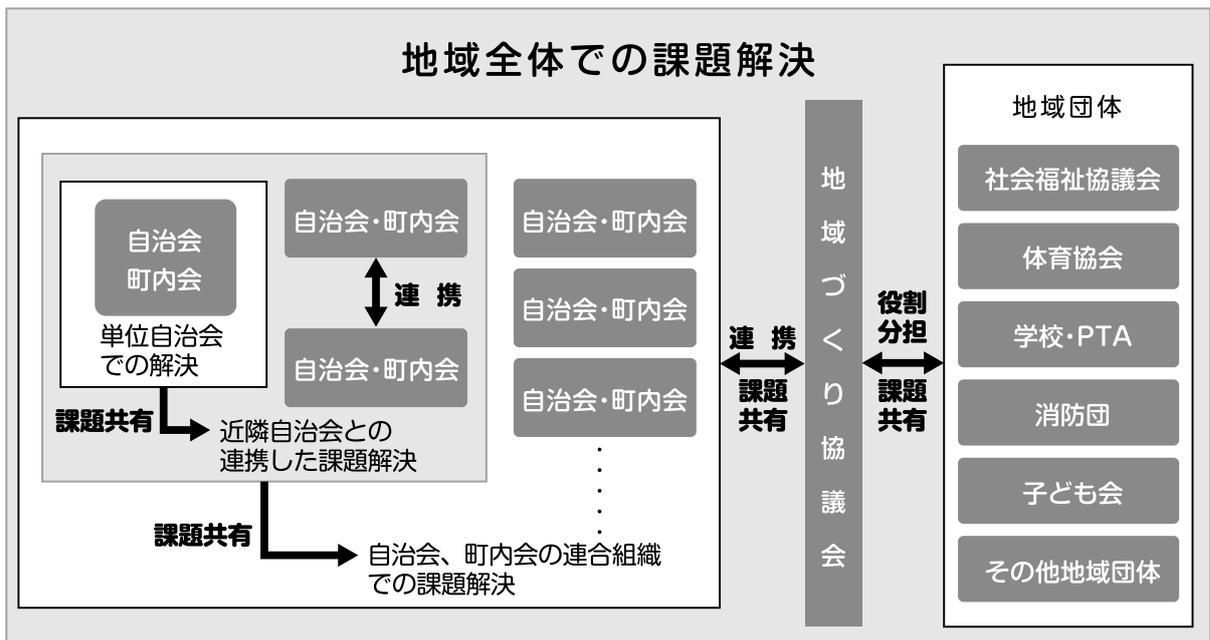
協働によるまちづくりを進めるためには、その担い手として地域コミュニティに期待される役割も大きくなっています。

自治会、町内会は、地域コミュニティの礎として、自治会、町内会における福祉や防災、防犯、環境対策等の様々な分野で、住民の生活を支える最も身近で重要な組織です。

地域づくり協議会は、自治会、町内会だけでは対応が困難な課題について、地域内の様々な組織や、地域住民が参画して、既存の自治会、町内会を補完しつつ、住民自治を充実させる組織です。

また、自治会、町内会の協力を得ることによって、地域づくり協議会で行う、地域活性化等の取組も円滑に進めることができます。

このことから、自治会、町内会と地域づくり協議会は、地域の暮らしを支える重要なパートナーとして、お互いに補い合う「相互補完」の関係といえます。



---

### 3 地域づくり計画と地域づくり交付金

---

多様な団体で構成する地域づくり協議会が地域活動を行うに当たっては、その地域の良さや課題などの特性を把握した上で、将来どのような地域を目指すのか、またそのためにどのような取組をするのかといった内容の活動計画を立てて共有し、それに基づき活動することが有効です。

このようなことから市では、それぞれの地域における活動の指針となる「地域づくり計画」の策定を促進し、地域課題の解決に向けての計画的かつ主体的な取組を支援するとともに、計画に基づく活動の財政的支援として、平成22年度に地域づくり交付金を創設しました。

現在、各地域では、地域課題の解決等を図りながら、地域の実情に合わせた特色あるまちづくりに取り組まれています。

---

### 4 市民活動団体との関わり

---

市民活動とは、「営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益（公益）の増進に寄与することを目的とする活動」のことをいい、「市民活動を組織的かつ継続的に行う団体」を「市民活動団体」といいます。

協働によるまちづくりを進めるためには、その担い手である地域コミュニティに期待される役割が大きくなっていますが、地域の生活課題の中には、地域だけでは解決できないものもあります。

そのような課題を解決していくためには、個別のテーマに関して専門的なノウハウをもつNPO等の市民活動団体との連携も一つの方策となります。地域コミュニティ、市民活動団体、行政がそれぞれの特性を理解しながら、力を発揮できるよう協力・連携することで、解決できないより多様な課題に対処することが可能となります。

例えば、高齢者の福祉に関する事業を行おうとするとき、老人福祉施設等の慰問活動を専門的に行う団体等、これらの分野で専門的に活動する市民活動団体があり、これらと連携することで、より効果的かつ効率的な活動につながることも考えられます。

## 5 市民活動支援センター「さぼらんて」

山口市市民活動支援センター「さぼらんて」では、市民活動団体や、市民の皆さんを応援するため、以下の事業を行っています。

- ・まちづくり・市民活動・ボランティアへの参加へのきっかけづくり
- ・市民活動団体（NPO）へ向けて講座や情報提供などの支援
- ・市民活動団体と行政・地域・企業をつなぐ事業

センターでは、市民活動団体の活動紹介の他に、地域交流センターの広報誌をはじめとする行政情報など、さまざまな団体の情報を提供する「情報スペース」や、自由に作業したり情報交換の場として使える「市民交流スペース」などがあります。

市民活動支援センターに登録されている市民活動団体は、342団体（令和6年12月末現在）です。保健・医療・福祉、まちづくり、子どもの健全育成、学術・文化・芸術・スポーツなど分野も様々で、中には、特定非営利活動法人の法人格を取得する団体もあります。

「さぼらんて」は、地域コミュニティと市民活動団体とをつなぐ場としてもご利用いただけます。自治会活動の中で、自治会だけでは解決が難しい問題など、市民活動団体と協力することでヒントが見つかるかもしれません。ぜひご相談ください。

### 問合せ先

山口市市民活動支援センター さぼらんて  
山口市道場門前二丁目3番6号 どうもんビル1階  
開館時間 9:30～18:00  
休館日 毎水曜日、土・日以外の祝日  
          年末年始（12/29～1/3）  
TEL（083）901-1166  
FAX（083）901-1165  
E-mail：info@saporant.jp  
HPアドレス <https://www.saporant.jp/>

